

令和8年度「古の登山道コンテンツ造成・ガイド育成事業」委託業務 仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和8年度「古の登山道コンテンツ造成・ガイド育成事業」委託業務を受託する者の業務内容等について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

令和8年度「古の登山道コンテンツ造成・ガイド育成事業」委託業務（以下「委託業務」という。）

2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 委託業務の趣旨

(1) 現状

- ・富士山登山は、現在、五合目から山頂を目指す形態が一般的となっているが、本来富士山は麓から歩き始める山であり、信仰・巡礼の文化の中で形成されてきた歴史的資源として「古の登山道」（※1）が存在している。
- ・吉田口、精進口、船津口などの古の登山道は、御師の営みや周辺集落の暮らし、自然環境との関係性の中で成立した「文化的価値と自然的価値を併せ持つ空間」である。
- ・一方、現在これらの登山道は十分に認知されておらず、利用機会も限られていることから、その価値や意義が来訪者に十分伝わっていない。
- ・また、当該資源を適切に伝える担い手（ガイド）が体系的に育成されておらず、継続的な利活用や価値継承に課題がある。

(2) 概要

本業務は、県が令和6年から7年に実施した「古の富士山巡礼路調査研究業務委託」による報告等を活用し、「精進口登山道・船津口登山道の歴史的・文化的価値を観光資源として再整理し、体験型コンテンツとして造成するとともに、その価値を適切に伝えるガイド人材の育成を一体的に実施することにより、古の登山道の継続的な利活用の促進及び価値継承の基盤構築を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

古の登山道及び周辺エリアが有する歴史・文化・自然等の価値を活用し、体験型コンテンツの造成及びガイド育成を一体的に推進しつつ、地域内外への認知拡大と継続的な利活用を図る観点から、下記（1）～（4）に掲げる業務を実施する。

(1) コンテンツ造成及びストーリーの設計

- ・本事業におけるコンテンツ造成は、古の登山道が有する歴史的・文化的価値を単なる知識としてではなく、来訪者が現地で「体験」として理解できるよう再構成するものであり、誰もが参加できる「初心者向け体験コンテンツ」と深い理解を促す「高付加価値コンテンツ」の二階層により体系的に設計すること。

- ・ コンテンツ全体に一貫したストーリーを付与し、「なぜこの道を歩くのか」「何を感じてもらうのか」といった体験価値の核を明確化すること。
- ・ 説明内容のばらつきを防ぐため、基本フレームや伝達ポイントを整理し、標準化を図ること。
- ・ 持続的に実施可能な構成とし、(2) ガイド育成と一体的に運用できる内容とすること。
- ・ 歴史的背景（信仰、御師の営み、地域の暮らし等）を体系的に整理し、複数のコンテンツ間で一貫したストーリーラインを構築すること。

① 【初心者向け体験コンテンツ】（1コンテンツ以上）

- ・ 初めて触れる来訪者を対象に、「知る・歩く・納得する」一連の体験を提供すること。
- ・ 歩きやすい区間を活用し、参加しやすい設計とすること。
- ・ 五合目からの登山との違いや、登拝文化の背景を分かりやすく提示すること。

② 【高付加価値コンテンツ】（1コンテンツ以上）

- ・ 少人数制とし、観察・思考・言語化を重視した設計とすること。
- ・ 信仰、時間感覚、登山道の変遷等を多角的に扱うこと。
- ・ 希少性を付加し、特別な体験としての価値を創出すること。
- ・ 地域ごとの歴史的文脈を反映した内容とすること。

(2) ガイド育成

- ・ 本事業で造成したコンテンツ（以下、「古の登山道コンテンツ」）の持続的運用及び価値継承のため、適切に価値を伝達できるガイドを育成すること。
- ・ 誰が案内しても一定水準の体験価値が担保される状態を構築すること。

① 育成の基本方針

ガイド育成にあたっては、単なる知識習得にとどまらず、以下の能力の育成を重視する。

- 歴史的・文化的背景の理解力
- 理解度に応じた伝達力
- 対話を促す進行力
- ・ 古の登山道コンテンツ造成と一体的にガイド育成を実施し、「誰が案内しても一定水準の体験価値が担保される状態」の構築を目指すこと。

② 段階的育成（役割に応じた人材区分）

ガイドについては、対応する古の登山道コンテンツの特性に応じ、以下の2段階で育成すること。

【初心者向け体験コンテンツ対応ガイド】（10名以上）

- 初心者層に対して、安全かつ分かりやすく案内できる基礎的なガイド人材
- 古の登山道の概要や基本的な歴史背景を平易に伝える能力を有すること

【高付加価値コンテンツ対応ガイド】（10名以上）

- 参加者の理解を深める高度な案内ができる上位ガイド人材
- 背景理解が深く、問いかけや対話を通じて参加者の思考を引き出す進行が可能であること

一般向けコンテンツ対応ガイドと高付加価値コンテンツ対応ガイドは、同一人物が両方の区

分に対応できる場合であっても、それぞれ1名としてカウントする。

③ 育成手法

ガイド育成は、以下の段階を組み合わせる体系的に実施すること。（計6回）

ア 座学研修

古の登山道全体の歴史・信仰・文化的背景の体系的理解

イ 現地研修

精進口、船津口等各登山道における地形、痕跡、利用の変遷等の理解

ウ 実地研修（OJT）

古の登山道コンテンツを用い、実際の案内を想定した演習の実施

説明内容、導線、参加者対応等の実践的スキルの習得

エ 安全講習

安全な登山案内に必要な知識及びリスク管理能力の習得

講義形式に偏らず、実践と振り返りを繰り返すことによる理解の定着

④ 次世代人材の育成（富士山 Jr ガイド育成講座）

- ・ 将来的な担い手確保及び地域文化の継承を見据え、小中学生を対象とした「富士山 Jr ガイド育成講座」を実施すること。（2回）
- ・ 小中学生が参加しやすいよう、一般的な夏休み期間等、学校の休日に実施すること。
- ・ 本講座は、地域資源を「知る」とどまらず、「理解し、自ら伝える」段階までを目標とする教育的プログラムとし、将来のガイド人材の裾野拡大につなげること。
- ・ 講座内容は、歴史・文化の理解、現地での観察、気づきの共有、自らの言葉による説明等を組み合わせた構成とし、主体的な学びを促進すること。
- ・ また、育成した児童・生徒が簡易的に来訪者へ説明する機会を設けるなど、学びの成果を実践する場の創出に努めること。

⑤ 成果の活用

- ・ 育成したガイド、Jr ガイドについては、（3）モニターツアー等の実施と連動させ、実践機会を確保することで、継続的な能力向上を図ること。
- ・ また、ガイド育成を通じて得られた知見については、古の登山道コンテンツの改善や運用体制の構築に反映し、事業全体の質の向上につなげること。

（3）モニターツアーの実施

- ・ 古の登山道コンテンツについて、実際の来訪者に提供するモニターツアーを実施し、その実効性及び体験価値を多角的に検証するとともに、古の登山道コンテンツの完成度向上及び将来的な商品化に向けた基礎データの蓄積を図ること。
- ・ モニターツアーは、2回以上実施すること。
- ・ モニターツアーの参加人数は、1回につき10名以上とすること。
- ・ モニターツアーは、単なる試行的実施にとどまらず、「古の登山道の価値が来訪者にどの程度伝わるか」を検証する場として位置付け、体験設計、説明内容、導線構成等の妥当性を総合的に評価すること。
- ・ モニターツアーの実施にあたっては、来訪者の視点を重視し、以下の観点についてアンケート等により体系的に評価を収集すること。
 - 体験内容に対する理解度（歴史・文化的背景の伝達状況）

- 満足度（興味関心、再訪意向等）
- 所要時間及び行程構成の妥当性
- 価格設定に対する受容性
- 印象に残った要素（説明、風景、体験等）の分析
- ・ 評価にあたっては、アンケートのみならず、ヒアリングや行動観察等を組み合わせるなど、多面的な手法により精度の高い検証を行うこと。
- ・ また、モニターツアー中における参加者の反応や気づきの過程を把握することで、
 - どのような説明が理解を促進したか
 - どのような体験が記憶に残ったか
 等を分析し、古の登山道コンテンツのストーリー構成や演出方法の改善に反映すること。
- ・ 検証結果は整理・分析の上、古の登山道コンテンツの磨き上げに反映するとともに、ガイド育成にも活用し、「何をどのように伝えると価値が伝わるのか」という知見の蓄積を図ること。
- ・ さらに、モニターツアーの実施を通じて得られた成果については、今後の情報発信やプロモーションにも活用できるよう、記録・発信素材として整理すること。
- ・ これにより、「造成→実施→検証→改善」のサイクルを確立し、古の登山道コンテンツを一過性の取組とすることなく、継続的に質を高めていく仕組みを構築すること。

(4) 情報発信・プロモーション

① 販売に向けた仕組みの構築

- ・ 古の登山道コンテンツについては、単なる試行的な取組にとどまらず、継続的な提供及び収益化を見据えた商品化を前提とし、実運用に移行可能な仕組みを構築すること。
- ・ 商品化が見込まれる古の登山道コンテンツについては、ターゲット設定、価格体系、予約方法、実施体制等を整理し、第三者が見ても理解可能かつ実行可能な形へ体系化すること。
- ・ 古の登山道コンテンツを実施する事業者については、各2者以上確保すること。
- ・ 特に、オンライン上での販売を見据え、OTA（オンライン旅行代理店）や予約サイト等への掲載を想定した情報整備（コンテンツ説明、写真素材、所要時間、注意事項等）を行い、流通に耐えうる商品仕様とすること。
- ・ また、ガイドの確保・育成状況や実施可能日程との整合を図り、無理のない運用体制を構築するとともに、持続的な提供が可能となる仕組みとすること。
- ・ さらに、複数コンテンツの組み合わせや周辺観光資源との連携も視野に入れ、旅行商品としての展開可能性を高める構成とすること。

② 既存資源を活用した情報発信

- ・ ターゲット層の関心や行動特性を踏まえた媒体選定や表現手法を検討し、SNS、Web サイト、紙媒体等を効果的に組み合わせることで、認知から興味喚起、参加意欲の醸成まで一貫した導線を構築すること。
- ・ 本事業における情報発信は、古の登山道コンテンツの単独発信にとどまらず、これまで県事業により蓄積されてきた既存資源を有効活用し、エリア全体としての魅力を発信する視点で実施すること。
- ・ 他事業等で作成されたプロモーション動画及び特設サイトについては、その内容や訴求ポイ

ントを踏まえ、本事業で造成する古の登山道コンテンツと有機的に連動させた情報発信を行うことにより、発信効果の最大化を図ること。

- ▶ 滞在時間の延伸
 - ▶ 周遊性の向上
 - ▶ 体験価値の深化
- ・ 古の登山道コンテンツの発信にあたっては、「何ができるか」だけでなく、「なぜ体験する価値があるのか」が伝わるよう、ストーリー性を意識した情報設計とすること。
 - ・ その他、既存資源の活用にとどまらず、より効果的な情報発信手法がある場合は、積極的に提案し実施すること。

(5) 事業全体の管理・運営等

- ・ 受託者は、契約締結後、速やかに業務実施計画書（実施体制、事業内容、スケジュール、古の登山道コンテンツ等に関する目標等）を県に提出すること。
- ・ 委託業務の実施にあたっては、県及び関係市町村等と十分に協議・調整を行いながら、適切かつ円滑に事業を進めること。
- ・ 事業全体の管理及び運営を担い、関係者との連絡調整を行うなど、事業が円滑に進行するよう適切に対応すること。
- ・ 定例ミーティングの実施等により、県との十分な情報共有体制を構築すること。
- ・ ミーティングの検討内容や決定事項等を記録にまとめ、速やかに県へ提出すること。

(6) 経費

- ・ コンテンツ造成、ガイド育成にかかる費用の他、全体管理費、イベント開催に伴う費用、情報発信に伴う費用等を想定すること。
- ・ その他、本事業の実施に必要な経費については、受託者及び県が協議のうえ、内容を検討すること。

5 委託業務の実施条件

- ・ 関係者間において見解の相違等が生じた場合には、受託者が中心となって可能な限り関係者間の調整に努めることとし、調整による解決が困難であり、又は進行スケジュールに支障が生じるおそれがある場合には、速やかに県担当者へ報告・相談すること。
- ・ 本業務の遂行にあたっては、自然公園法、文化財保護法（天然記念物）及び旅行業法等の関連法令を遵守し、必要な行政手続きを遅滞なく行うこと。また、受託者はこれら法令に関する実務経験を有するか、又は専門家を体制内に確保し、これを担保すること。

6 想定スケジュール

別紙スケジュールのとおり

7 委託業務の実施体制

- ・ 委託業務の実施にあたっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行うことができる体制を整えること。経費の執行に際しては、費用対効果を十分に考慮すること。

- ・ やむを得ない場合を除き、受託者は委託業務の実施体制を変更しないこと。
- ・ やむを得ない場合に変更する際は、実施体制変更届（任意様式）を提出すること。

(1) 業務実施責任者

- ・ 受託者は、委託業務を指揮する業務実施責任者を配置することとし、契約締結後、速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。
- ・ 業務実施責任者は、企画立案・実施の他、業務従事者を十分指導し、委託業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ・ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、委託業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制を確保すること。
- ・ 経費・委託業務内容等、県が報告を求めた際、業務実施責任者は速やかに対応すること。

(2) 業務従事者

- ・ 業務従事者は、業務実施責任者とともに委託業務を行うこと。
- ・ 業務従事者は3名以上とし、契約締結後、受託者は速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

8 資料等の貸与及び返還

- ・ 委託業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与する。
- ・ 貸与を受けた者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外の目的に使用しないこと。また、本委託業務が完了したときは、速やかに貸与品を県に返還すること。

9 成果物

(1) 報告書の提出

- ① 業務完了届
- ② 「古の登山道コンテンツ造成・ガイド育成事業委託業務」業務報告書（A4縦、横書き）
- ③ その他県が指定するもの（打合せ記録、宣材リーフレット等、写真など）

(2) 納品方法

- ・ 紙媒体（カラー版） 1部 郵送又は持参
- ・ 電子媒体（ファイル形式：PDF）メール

(3) 納期

令和9年3月12日（金）

(4) その他

- ・ 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利（以下「著作権等」という。）は、県に帰属し、ウェブサイト等に公開することがある。
- ・ 成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等（改変したものを含む）の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、県はこれが無償で永久的又は非独占的に使用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。
- ・ イベント参加者が撮影対象となる場合、書面等により、無償・期間・地域・媒体等の利用条件を明確にしたうえで、肖像権使用に係る同意取得（親権者同意を含む）を必須とすること。

10 留意事項等

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、事前に県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 委託業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (5) 委託金額は、委託業務開始に係る必要経費として、委託料の額の3割を上限として前金払による支払を請求できるものとする。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了日が属する年度の終了後、5年間保存しなければならない。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、必要に応じて協議のうえ定めることとする。

※1 富士山において、かつて信仰や生活等の目的で麓から山頂へ至るまで利用されていた歴史的な登山道

(仕様書 別紙スケジュール)

業務内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①コンテンツ造成及びストーリーの設計	内容打合せ コンテンツ造成開始			コンテンツ内容確定					
②ガイド育成	内容打合せ Jrガイド 参加者募集開始	Jrガイド講座開講	ガイド養成講座 参加者募集開始	ガイド養成講座 内容確定	ガイド養成講座 1回目・2回目	ガイド養成講座 3回目・4回目	ガイド養成講座 5回目・6回目		
③モニターツアーの開催							★参加者募集	★モニターツアー	★アンケート分析
④情報発信・プロモーション				販売先検証				販促物送付 HP等に情報掲載	販売開始
⑤報告書									★提出

※別事業による
販促物完成